

報道関係者 各位

令和 5 年 1 月 27 日

【照会先】

職業安定部・職業対策課

職業対策課課長 山岡 英之

地方雇用開発担当官 竹中 將彰

TEL 0857-29-1708

鳥取労働局における「外国人雇用状況」届出状況の集計結果 (令和4年10月末現在)

～ コロナの感染予防による入国制限の緩和により 2 年ぶりに増加 ～

鳥取労働局（局長 山本 浩司）は、令和4年10月末現在の外国人雇用状況についての届出状況をとりとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和4年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、県内で就労している外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。

【届出状況におけるポイント】

- 鳥取県内の事業主から届出のあった外国人労働者数は3,072人で、前年同期比104人、3.5%の増加（令和2年以来2年ぶりの増加）となりました。
- 外国人を雇用する事業所数は683か所で、前年同期比27か所、3.8%の減少となりました。
- 産業別の事業所数は、製造業が190か所（外国人雇用事業所全体の27.8%）と最も多く、次いで卸売業・小売業が93か所（同13.6%）、宿泊業・飲食サービス業が89か所（同13.0%）であり、また、外国人労働者数では、製造業が1,487人（外国人労働者全体の48.4%）とほぼ半数を占め、次いで卸売業・小売業が269人（同8.8%）、宿泊業・飲食サービス業が242人（同7.9%）の順となりました。
- 事業所規模別による外国人雇用事業所数は、30人未満の事業所が370か所（外国人雇用事業所全体の54.2%）と半数以上を占め、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く1,136人（外国人労働者全体の37.0%）。次いで中国459人（同14.9%）、フィリピン444人（同14.5%）、インドネシア239人（同7.8%）の順となりました。対前年伸び率で見ると、ネパール（177.6%）、インドネシア（77.0%）、ミャンマー（19.0%）は増加しましたが、一方でベトナム（△8.3%）が2年連続で減少し、中国（△14.8%）は減少傾向が続いています。
- 在留資格別では、「技能実習」が1,474人で、前年同期比19人、1.3%の減少（外国人労働者全体の48.0%）となったものの、外国人労働者のほぼ半数を占め、永住者や定住者など「身分に基づく在留資格」が650人で、前年同期比45人、6.5%の減少（同21.2%）、「専門的・技術的分野の在留資格」は528人で、前年同期比97人、22.5%の増加（同17.2%）となりました。

(参照条文)

労働施策総合推進法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。))その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

労働施策総合推進法施行規則

(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

- 一 生年月日
- 二 性別
- 三 国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。
- 五 住所
- 六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地
- 七 賃金その他の雇用状況に関する事項

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(令和4年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和4年10月末時点で事業主からの届出（鳥取県内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、県内で外国人を雇用している事業所数及び就労する外国人労働者数とは必ずしも一致しない。

今般、令和4年10月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

II 届出状況のまとめ

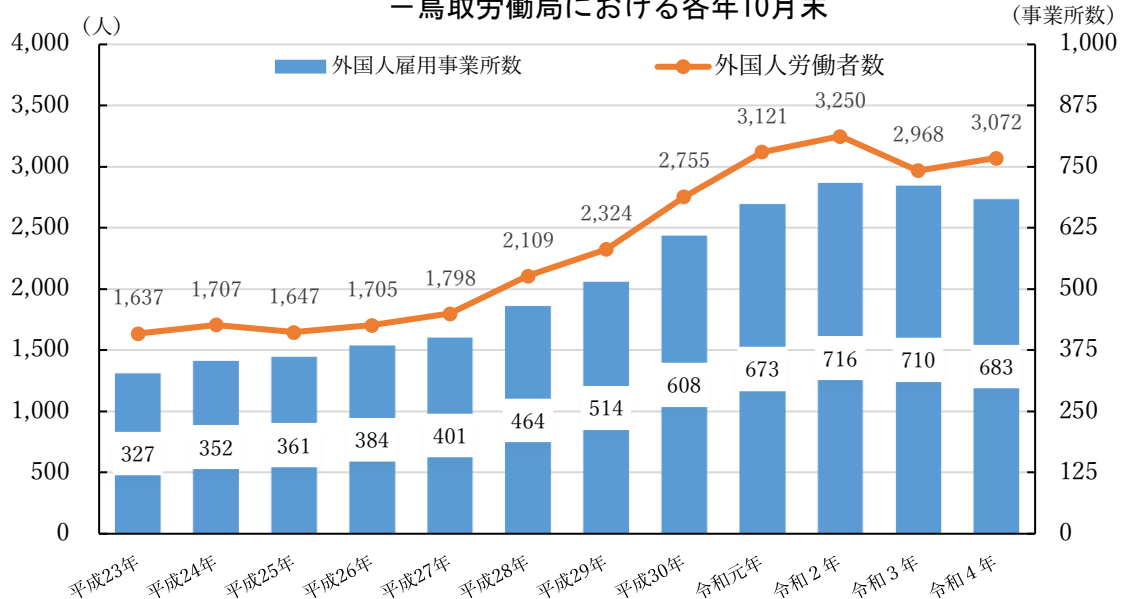
1 外国人を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は683か所、外国人労働者数は3,072人であり、令和3年10月末現在の710か所、2,968人に比べ、事業所は27か所(3.8%)減少したが、外国人労働者は104人(3.5%)の増加となった。

外国人労働者を雇用している事業所数は減少したものの、外国人労働者数は入国制限の緩和もあり2年ぶりに増加となりました。【図1、別表2、参考表】

図1 外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移

－鳥取労働局における各年10月末



2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く1,136人であり、外国人労働者数全体の37.0%を占める。次いで、中国が459人(同14.9%)、フィリピン444人(14.5%)、インドネシア239人(7.8%)の順となっている。

特にベトナムについては、前年同期比で△103人(△8.3%)の2年連続で減少となっている。

【図2、表2、別表1、参考表】

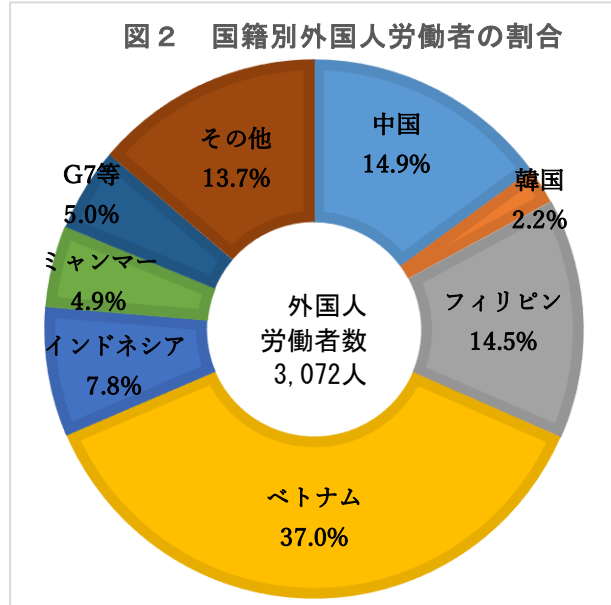


表2 国籍別外国人労働者の割合

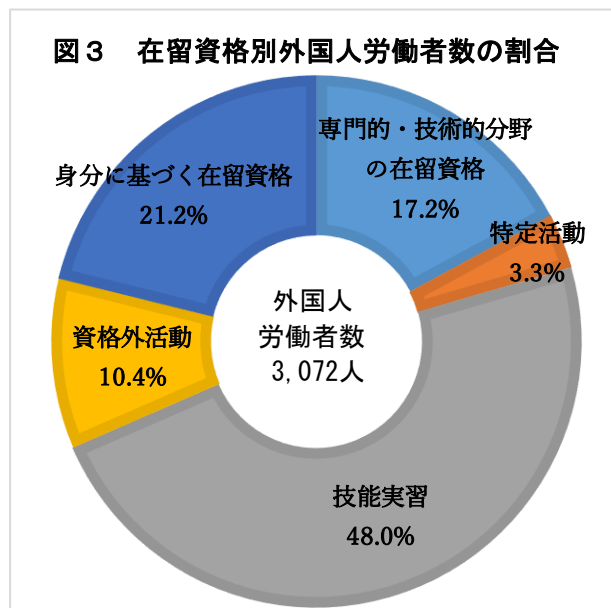
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	前年比
合計	2,755	3,121	3,250	2,968	3,072	100.0%	103.5%
中国(香港、マカオを含む)	684	679	655	539	459	14.9%	85.2%
韓国	80	89	84	69	67	2.2%	97.1%
フィリピン	370	403	416	420	444	14.5%	105.7%
ベトナム	992	1,234	1,340	1,239	1,136	37.0%	91.7%
インドネシア	159	176	180	135	239	7.8%	177.0%
ブラジル	12	19	16	16	17	0.6%	106.3%
ミャンマー	64	90	131	126	150	4.9%	119.0%
G7等	165	170	152	154	155	5.0%	100.6%
その他	229	261	276	270	405	13.2%	150.0%

(2) 在留資格別にみると、

「技能実習」が最も多く1,474人で、外国人労働者全体の48.0%を占める。次いで、「身分に基づく在留資格※1」が650人で21.2%、「専門的・技術的分野の在留資格※2」が528人で17.2%となっている。

【図3、表3、別表1、参考表】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年度に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は149人となっている。【参考表】



※1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

表3 在留資格別外国人労働者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	
						構成比	前年比
合計	2,755	3,121	3,250	2,968	3,072	100.0%	103.5%
専門的・技術的分野の在留資格	350	382	409	431	528	17.2%	122.5%
特定活動	68	91	84	88	102	3.3%	115.9%
技能実習	1,519	1,714	1,776	1,493	1,474	48.0%	98.7%
資格外活動	188	254	287	261	318	10.4%	121.8%
身分に基づく在留資格	630	679	694	695	650	21.2%	93.5%

(3) 国籍別、在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」の割合が74.6%を占めている。

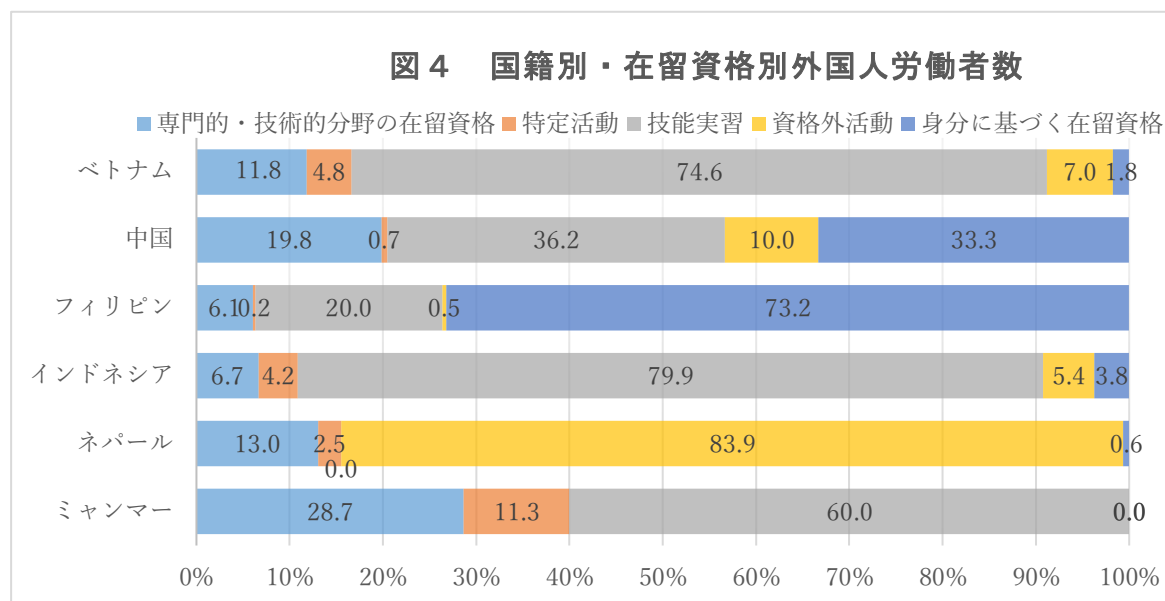
中国では「技能実習」の割合が36.2%、次いで「身分に基づく在留資格」が33.3%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が73.2%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がフィリピン全体の53.6%となっている。

G7等※3では「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が72.9%を占めている。

インドネシア、ミャンマーでは「技能実習」の割合が高くそれぞれ79.9%、60.0%を占めており、ネパールは留学を含む「資格外活動」の割合が83.9%を占めている。

【図4、別表1】



※3 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が27.8%、「卸売業、小売業」が13.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.0%の順となっている。

各産業の占める割合をみると、「製造業」は前年同期比で0.5%減少し、「卸売業、小売業」は同1.0%減少、「宿泊業、飲食サービス業」は同0.7%増加となっている。

また、「建設」の占める割合も対前年同期比で1.3%増加している。

【図5、表5、別表2、参考表】

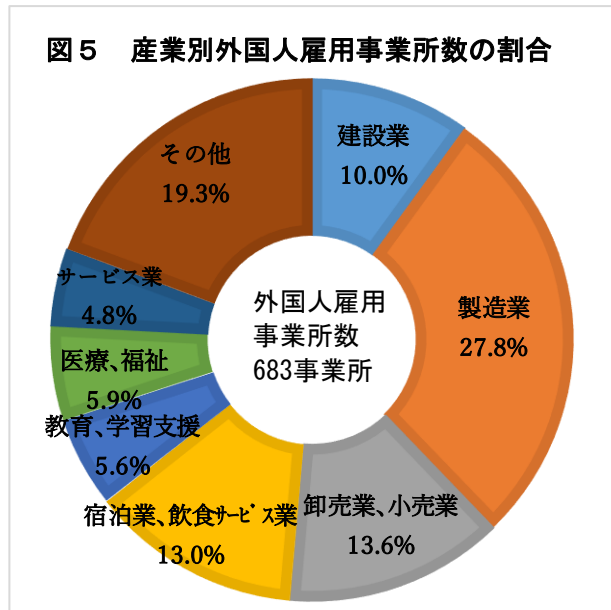


表5 産業別外国人雇用事業所数の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	
						構成比	前年比
合計	608	673	716	710	683	100.0%	96.2%
建設業	34	51	58	62	68	10.0%	109.7%
製造業	201	199	202	201	190	27.8%	94.5%
卸売業、小売業	71	90	104	104	93	13.6%	89.4%
宿泊業、飲食サービス業	55	72	81	87	89	13.0%	102.3%
教育、学習支援	38	40	41	40	38	5.6%	95.0%
医療、福祉	38	40	45	41	40	5.9%	97.6%
サービス業(他に分類されない)	34	39	38	38	33	4.8%	86.8%
その他	137	142	147	137	132	19.3%	96.4%

(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の54.2%を占めている。

事業所数の総数は減少しているが、「30人未満」、「30～99人」の規模が増加しており、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。

【図6、表6、別表5、参考表】

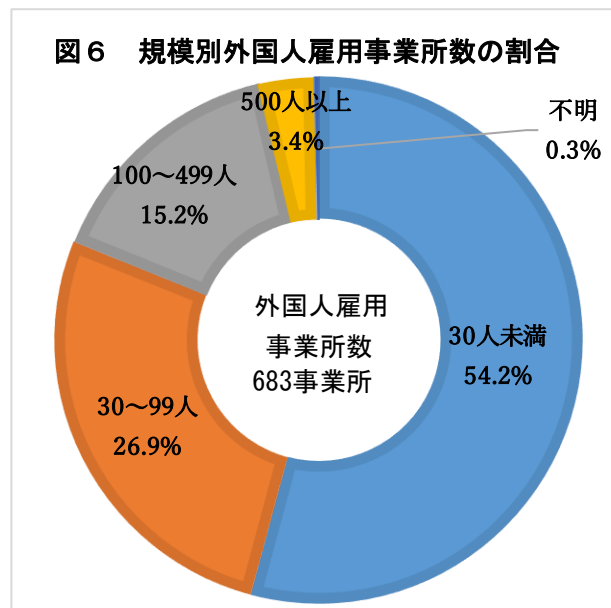


表6 規模別外国人雇用事業所数の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	
						構成比	前年比
合計	608	673	716	710	683	100.0%	96.2%
30人未満	316	356	353	341	370	54.2%	108.5%
30～99人	164	177	184	175	184	26.9%	105.1%
100～499人	91	101	105	107	104	15.2%	97.2%
500人以上	23	22	21	21	23	3.4%	109.5%
不明	14	17	53	66	2	0.3%	3.0%

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、
「製造業」が48.4%、次いで
「卸売業・小売業」が8.8%、
「宿泊業・飲食サービス業」
が7.9%となっており、この
3つの産業で外国人労働者数
全体の65.1%を占めている。

【図7、表7、別表2、参考表】

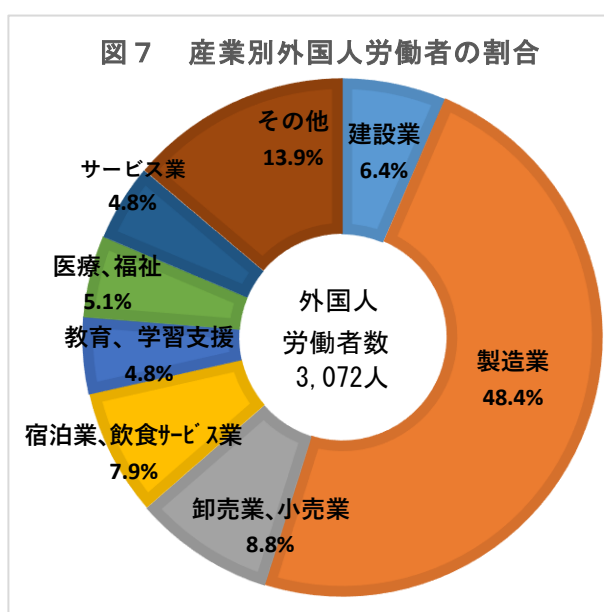


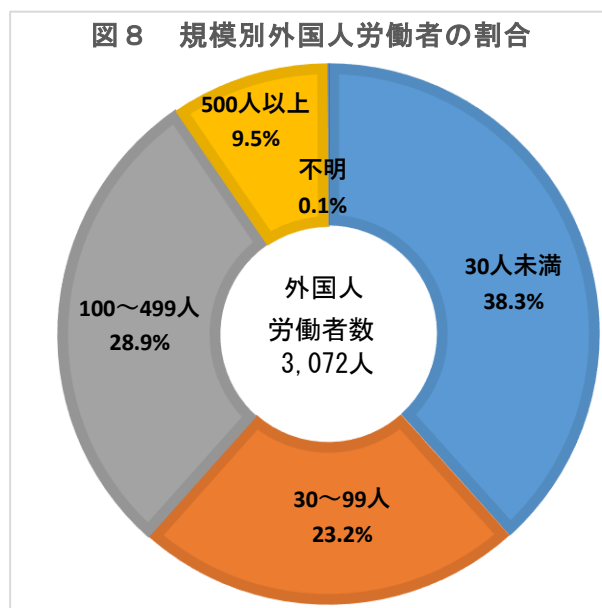
表7 産業別外国人労働者の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	
						構成比	前年比
合計	2,755	3,121	3,250	2,968	3,072	100.0%	103.5%
建設業	97	152	179	161	198	6.4%	123.0%
製造業	1,495	1,623	1,670	1,484	1,487	48.4%	100.2%
卸売業、小売業	145	209	275	262	269	8.8%	102.7%
宿泊業、飲食サービス業	141	177	176	207	242	7.9%	116.9%
教育、学習支援	189	220	221	171	147	4.8%	86.0%
医療、福祉	63	87	102	113	156	5.1%	138.1%
サービス業	138	164	160	150	147	4.8%	98.0%
その他	487	489	467	420	426	13.9%	101.4%

(2) 事業所規模別にみると、

「30人未満」規模事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の38.3%を占める。次いで「100～499人」規模事業所が28.9%、「30～99人」規模事業所が23.2%の順になっている。

なお、外国人労働者数は全ての規模事業所で増加している。



【図8、表8、別表5、参考表】

表8 規模別外国人労働者の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	前年比
合計	2,755	3,121	3,250	2,968	3,072	100.0%	103.5%
30人未満	987	1,121	1,189	1,105	1,178	38.3%	106.6%
30～99人	710	749	757	686	713	23.2%	103.9%
100～499人	767	917	902	811	888	28.9%	109.5%
500人以上	264	304	314	265	291	9.5%	109.8%
不明	27	30	88	101	2	0.1%	2.0%

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和4年10月末現在）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表5] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の過去の推移

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の 在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
全国籍計	3,072	528 (17.2%)	203 (6.6%)	102 (3.3%)	1,474 (48.0%)	318 (10.4%)	290 (9.4%)	650 (21.2%)	451 (14.7%)	143 (4.7%)	7 (0.2%)	49 (1.6%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	459 [14.9%]	91 (19.8%)	57 (12.4%)	3 (0.7%)	166 (36.2%)	46 (10.0%)	38 (8.3%)	153 (33.3%)	99 (21.6%)	47 (10.2%)	0 (0.0%)	7 (1.5%)	0 (0.0%)
韓国	67 [2.2%]	22 (32.8%)	15 (22.4%)	3 (4.5%)	0 (0.0%)	3 (4.5%)	2 (3.0%)	39 (58.2%)	29 (43.3%)	9 (13.4%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	444 [14.5%]	27 (6.1%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	89 (20.0%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	325 (73.2%)	238 (53.6%)	47 (10.6%)	4 (0.9%)	36 (8.1%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,136 [37.0%]	134 (11.8%)	59 (5.2%)	55 (4.8%)	847 (74.6%)	80 (7.0%)	74 (6.5%)	20 (1.8%)	8 (0.7%)	10 (0.9%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ネパール	161 [5.2%]	21 (13.0%)	19 (11.8%)	4 (2.5%)	0 (0.0%)	135 (83.9%)	128 (79.5%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	239 [7.8%]	16 (6.7%)	2 (0.8%)	10 (4.2%)	191 (79.9%)	13 (5.4%)	13 (5.4%)	9 (3.8%)	7 (2.9%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	17 [0.6%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (94.1%)	13 (76.5%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)
ペルー	1 [0.0%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ミャンマー	150 [4.9%]	43 (28.7%)	2 (1.3%)	17 (11.3%)	90 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7等	155 [5.0%]	113 (72.9%)	26 (16.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	1 (0.6%)	40 (25.8%)	22 (14.2%)	16 (10.3%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	87 [2.8%]	67 (77.0%)	7 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (23.0%)	12 (13.8%)	7 (8.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)
うちイギリス	16 [0.5%]	10 (62.5%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (37.5%)	5 (31.3%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	243 [7.9%]	61 (25.1%)	20 (8.2%)	9 (3.7%)	90 (37.0%)	37 (15.2%)	32 (13.2%)	46 (18.9%)	34 (14.0%)	10 (4.1%)	0 (0.0%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。なお、比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]	
全産業計	683	20 [2.9]	100.0	3,072	88 [2.9]	100.0
A 農業、林業	22	0 [0.0]	3.2	100	0 [0.0]	3.3
うち 農業	21	0 [0.0]	3.1	98	0 [0.0]	3.2
B 漁業	36	0 [0.0]	5.3	77	0 [0.0]	2.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	0.1	14	0 [0.0]	0.5
D 建設業	68	0 [0.0]	10.0	198	0 [0.0]	6.4
E 製造業	190	4 [2.1]	27.8	1,487	21 [1.4]	48.4
うち 食料品製造業	42	1 [2.4]	6.1	497	6 [1.2]	16.2
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	4	1 [25.0]	0.6	13	8 [61.5]	0.4
うち 繊維工業	45	0 [0.0]	6.6	307	0 [0.0]	10.0
うち 金属製品製造業	11	0 [0.0]	1.6	28	0 [0.0]	0.9
うち 生産用機械器具製造業	5	0 [0.0]	0.7	18	0 [0.0]	0.6
うち 電気機械器具製造業	31	1 [3.2]	4.5	265	4 [1.5]	8.6
うち 輸送用機械器具製造業	8	0 [0.0]	1.2	79	0 [0.0]	2.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
G 情報通信業	8	0 [0.0]	1.2	27	0 [0.0]	0.9
H 運輸業、郵便業	12	1 [8.3]	1.8	20	1 [5.0]	0.7
I 卸売業、小売業	93	2 [2.2]	13.6	269	4 [1.5]	8.8
J 金融業、保険業	2	0 [0.0]	0.3	4	0 [0.0]	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	3	0 [0.0]	0.4	5	0 [0.0]	0.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	15	0 [0.0]	2.2	21	0 [0.0]	0.7
M 宿泊業、飲食サービス業	89	0 [0.0]	13.0	242	0 [0.0]	7.9
うち 宿泊業	32	0 [0.0]	4.7	69	0 [0.0]	2.2
うち 飲食店	57	0 [0.0]	8.3	173	0 [0.0]	5.6
N 生活関連サービス業、娯楽業	9	0 [0.0]	1.3	13	0 [0.0]	0.4
O 教育、学習支援業	38	0 [0.0]	5.6	147	0 [0.0]	4.8
P 医療、福祉	40	2 [5.0]	5.9	156	3 [1.9]	5.1
うち 医療業	12	0 [0.0]	1.8	28	0 [0.0]	0.9
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	28	2 [7.1]	4.1	128	3 [2.3]	4.2
Q 複合サービス事業	4	0 [0.0]	0.6	14	0 [0.0]	0.5
R サービス業（他に分類されないもの）	33	11 [33.3]	4.8	147	59 [40.1]	4.8
うち 自動車整備業	2	0 [0.0]	0.3	3	0 [0.0]	0.1
うち 職業紹介・労働者派遣業	5	5 [100.0]	0.7	40	40 [100.0]	1.3
うち その他の事業サービス業	18	6 [33.3]	2.6	76	19 [25.0]	2.5
S 公務（他に分類されるものを除く）	18	0 [0.0]	2.6	128	0 [0.0]	4.2
T 分類不能の産業	2	0 [0.0]	0.3	3	0 [0.0]	0.1

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数
総数	3,072	198	6.4	1,487	48.4	27	0.9	269	8.8	242	7.9	147	4.8	156	5.1	147	4.8
①専門的・技術的分野の在留資格	528	20	3.8	161	30.5	22	4.2	16	3.0	45	8.5	63	11.9	18	3.4	19	3.6
うち技術・人文知識国際業務	203	11	5.4	54	26.6	22	10.8	11	5.4	23	11.3	5	2.5	2	1.0	17	8.4
②特定活動	102	6	5.9	54	52.9	0	0.0	11	10.8	6	5.9	-	0.0	7	6.9	2	2.0
③技能実習	1,474	161	10.9	967	65.6	0	0.0	131	8.9	-	0.0	-	0.0	49	3.3	11	0.7
④資格外活動	318	1	0.3	20	6.3	2	0.6	58	18.2	150	47.2	32	10.1	26	8.2	24	7.5
うち留学	290	1	0.3	13	4.5	2	0.7	52	17.9	144	49.7	29	10.0	26	9.0	20	6.9
⑤身分に基づく在留資格	650	10	1.5	285	43.8	3	0.5	53	8.2	41	6.3	52	8.0	56	8.6	91	14.0
うち永住者	451	6	1.3	177	39.2	0	0.0	38	8.4	32	7.1	44	9.8	39	8.6	76	16.9
うち日本人の配偶者等	143	4	2.8	74	51.7	1	0.7	13	9.1	7	4.9	7	4.9	10	7.0	10	7.0
うち永住者の配偶者等	7	-	0.0	4	57.1	1	14.3	1	14.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	1	14.3
うち定住者	49	-	0.0	30	61.2	1	2.0	1	2.0	2	4.1	1	2.0	7	14.3	4	8.2
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1： 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）に対応している。

注2： 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

注3： 在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		うち派遣・請負	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全国籍計	3,072	88	2.9	198	6.4	1,487	48.4	27	0.9	269	8.8	242	7.9	147	4.8	156	5.1	147	4.8
中国 （香港、マカオを含む）	459	19	4.1	6	1.3	224	48.8	16	3.5	34	7.4	34	7.4	34	7.4	29	6.3	33	7.2
韓国	67	1	1.5	1	1.5	6	9.0	-	0.0	6	9.0	6	9.0	13	19.4	6	9.0	2	3.0
フィリピン	444	41	9.2	13	2.9	233	52.5	1	0.2	32	7.2	21	4.7	7	1.6	41	9.2	57	12.8
ベトナム	1,136	15	1.3	99	8.7	774	68.1	1	0.1	94	8.3	52	4.6	3	0.3	31	2.7	16	1.4
ネパール	161	-	0.0	-	0.0	13	8.1	1	0.6	24	14.9	100	62.1	-	0.0	8	5.0	15	9.3
インドネシア	239	-	0.0	46	19.2	59	24.7	-	0.0	9	3.8	2	0.8	2	0.8	28	11.7	-	0.0
ブラジル	17	3	17.6	-	0.0	3	17.6	1	5.9	5	29.4	-	0.0	-	0.0	1	5.9	3	17.6
ペルー	1	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	1	100.0	-	0.0
ミャンマー	150	6	4.0	-	0.0	96	64.0	-	0.0	33	22.0	-	0.0	-	0.0	6	4.0	5	3.3
G7等	155	3	1.9	-	0.0	3	1.9	3	1.9	1	0.6	1	0.6	50	32.3	-	0.0	11	7.1
うちアメリカ	87	2	2.3	-	0.0	-	0.0	1	1.1	1	1.1	-	0.0	23	26.4	-	0.0	3	3.4
うちイギリス	16	1	6.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	9	56.3	-	0.0	1	6.3
その他	243	-	0.0	33	13.6	76	31.3	4	1.6	31	12.8	26	10.7	38	15.6	5	2.1	5	2.1

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

注3：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの外国人労働者数		
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]			うち派遣・請負労働者	
全事業所規模計	683	20 [2.9]	100.0	3,072	88 [2.9]	100.0	4.5	4.4	
事業所労働者数	30人未満	370	4 [1.1]	54.2	1,178	11 [0.9]	38.3	3.2	2.8
	30～99人	184	6 [3.3]	26.9	713	14 [2.0]	23.2	3.9	2.3
	100～499人	104	10 [9.6]	15.2	888	63 [7.1]	28.9	8.5	6.3
	500人以上	23	- [0.0]	3.4	291	- [0.0]	9.5	12.7	-
	不明	2	- [0.0]	0.3	2	- [0.0]	0.1	1.0	-

注1：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移 (鳥取労働局) (平成30年～令和4年)

[参考-1] 外国人雇用事業所数・外国人労働者数 (総数)

(単位：所、人)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
事業所数	608	18.3%	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%
うち、派遣・請負	18	12.5%	22	22.2%	22	0.0%	21	-4.5%	20	-4.8%
外国人労働者数	2,755	18.5%	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%
うち、派遣・請負	67	24.1%	95	41.8%	95	0.0%	87	-8.4%	88	1.1%

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考-2] 外国人雇用事業所数（産業別）

（単位：所）

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	608	18.3%	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%
建設業	34	36.0%	51	50.0%	58	13.7%	62	6.9%	68	9.7%
製造業	201	9.2%	199	-1.0%	202	1.5%	201	-0.5%	190	-5.5%
情報通信業	7	0.0%	9	28.6%	10	11.1%	10	0.0%	8	-20.0%
卸売業、小売業	71	44.9%	90	26.8%	104	15.6%	104	0.0%	93	-10.6%
宿泊業、飲食サービス業	55	44.7%	72	30.9%	81	12.5%	87	7.4%	89	2.3%
教育、学習支援業	38	-5.0%	40	5.3%	41	2.5%	40	-2.4%	38	-5.0%
医療、福祉	38	22.6%	40	5.3%	45	12.5%	41	-8.9%	40	-2.4%
サービス業（他に分類されないもの）	34	30.8%	39	14.7%	38	-2.6%	38	0.0%	33	-13.2%
その他	130	14.0%	133	2.3%	137	3.0%	127	-7.3%	124	-2.4%

注1：各年10月末現在。

注2：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-3] 外国人雇用事業所数（事業所規模別）

（単位：所）

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	608	18.3%	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%
30人未満	316	23.0%	356	12.7%	353	-0.8%	341	-3.4%	370	8.5%
30～99人	164	10.1%	177	7.9%	184	4.0%	175	-4.9%	184	5.1%
100～499人	91	15.2%	101	11.0%	105	4.0%	107	1.9%	104	-2.8%
500人以上	23	9.5%	22	-4.3%	21	-4.5%	21	0.0%	23	9.5%
不明	14	75.0%	17	21.4%	53	211.8%	66	24.5%	2	-97.0%

注：各年10月末現在。

[参考-4] 外国人労働者数（国籍別）

（単位：人）

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数	2,755	18.5%	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%
中国（香港、マカオを含む）	684	-1.7%	679	-0.7%	655	-3.5%	539	-17.7%	459	-14.8%
韓国	80	12.7%	89	11.3%	84	-5.6%	69	-17.9%	67	-2.9%
フィリピン	370	21.7%	403	8.9%	416	3.2%	420	1.0%	444	5.7%
ベトナム	992	37.0%	1,234	24.4%	1,340	8.6%	1,239	-7.5%	1,136	-8.3%
ネパール	7	75.0%	24	242.9%	37	54.2%	58	56.8%	161	177.6%
インドネシア	159	32.5%	176	10.7%	180	2.3%	135	-25.0%	239	77.0%
ブラジル	12	33.3%	19	58.3%	16	-15.8%	16	0.0%	17	6.3%
ペルー	3	50.0%	3	0.0%	2	-33.3%	2	0.0%	1	-50.0%
ミャンマー	64	6.7%	90	40.6%	131	45.6%	126	-3.8%	150	19.0%
G7等	165	5.1%	170	3.0%	152	-10.6%	154	1.3%	155	0.6%
うちアメリカ	84	-4.5%	89	6.0%	79	-11.2%	86	8.9%	87	1.2%
うちイギリス	13	0.0%	18	38.5%	17	-5.6%	14	-17.6%	16	14.3%
その他	219	19.4%	234	6.8%	237	1.3%	210	-11.4%	243	15.7%

注：各年10月末現在。

[参考-5] 外国人労働者数（在留資格別）

（単位：人）

	平成30年	対前年増減率	令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率
外国人労働者総数	2,755	18.5%	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%
専門的・技術的分野	350	20.7%	382	9.1%	409	7.1%	431	5.4%	528	22.5%
うち技術・人文知識・国際業務	157	17.2%	171	8.9%	191	11.7%	210	9.9%	203	-3.3%
特定活動	68	28.3%	91	33.8%	84	-7.7%	88	4.8%	102	15.9%
技能実習	1,519	15.6%	1,714	12.8%	1,776	3.6%	1,493	-15.9%	1,474	-1.3%
資格外活動	188	58.0%	254	35.1%	287	13.0%	261	-9.1%	318	21.8%
うち留学	170	60.4%	231	35.9%	260	12.6%	236	-9.2%	290	22.9%
身分に基づく在留資格	630	15.0%	679	7.8%	694	2.2%	695	0.1%	650	-6.5%
うち永住者	431	18.4%	465	7.9%	478	2.8%	476	-0.4%	451	-5.3%
うち日本人の配偶者	150	6.4%	160	6.7%	163	1.9%	165	1.2%	143	-13.3%
うち永住者の配偶者	5	-16.7%	8	60.0%	5	-37.5%	5	0.0%	7	40.0%
うち定住者	44	18.9%	46	4.5%	48	4.3%	49	2.1%	49	0.0%
不明	0	0.0%	1	0.0%	0	-100.0%	0	—	0	—

注1：各年10月末現在。

注2：在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

[参考-6] 外国人労働者数（産業別）

（単位：所）

	平成30年 対前年増減率	令和元年 対前年増減率	令和2年 対前年増減率	令和3年 対前年増減率	令和4年 対前年増減率
外国人労働者総数	2,755 18.5%	3,121 13.3%	3,250 4.1%	2,968 -8.7%	3,072 3.5%
建設業	97 32.9%	152 56.7%	179 17.8%	161 -10.1%	198 23.0%
製造業	1,495 13.5%	1,623 8.6%	1,670 2.9%	1,484 -11.1%	1,487 0.2%
情報通信業	34 17.2%	36 5.9%	38 5.6%	37 -2.6%	27 -27.0%
卸売業、小売業	145 57.6%	209 44.1%	275 31.6%	262 -4.7%	269 2.7%
宿泊業、飲食サービス業	141 69.9%	177 25.5%	176 -0.6%	207 17.6%	242 16.9%
教育、学習支援業	189 2.7%	220 16.4%	221 0.5%	171 -22.6%	147 -14.0%
医療、福祉	63 16.7%	87 38.1%	102 17.2%	113 10.8%	156 38.1%
サービス業（他に分類されないもの）	138 42.3%	164 18.8%	160 -2.4%	150 -6.3%	147 -2.0%
その他	453 14.7%	453 0.0%	429 -5.3%	383 -10.7%	399 4.2%

注1：各年10月末現在。

注2：本表の産業別のデータは、日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-7] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）

（単位：人）

		令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率
特 定 技 能 計		5	-	25	400.0%	42	68.0%	149	254.8%
特定産業分野 （注2）	介 護	0	-	0	-	1	-	22	2100.0%
	ビルクリーニング	0	-	0	-	0	-	0	-
	素 形 材 産 業	0	-	0	-	0	-	36	3500.0%
	産 業 機 械 製 造 業	0	-	0	-	0	-		
	電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業	0	-	1	0.0%	1	0.0%		
	建 設	0	-	1	0.0%	1	0.0%	8	700.0%
	造 船 ・ 船 用 工 業	0	-	0	-	0	-	0	-
	自 動 車 整 備	0	-	0	-	0	-	3	-
	航 空	0	-	0	-	0	-	0	-
	宿 泊	0	-	0	-	1	-	1	0.0%
	農 業	0	-	0	-	3	-	13	333.3%
	漁 業	0	-	1	0.0%	1	0.0%	6	500.0%
	飲 食 料 品 製 造 業	5	-	20	300.0%	32	60.0%	59	84.4%
外 食 業	0	-	2	0.0%	2	0.0%	1	-50.0%	

注1：各年10月末現在。

注2：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）

において定められた12分野をいう。

注3：令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。